

樋爪遺跡の再検討

—土器生産遺跡の一例—

小高春雄

I. はじめに

樋爪遺跡は昭和51年に調査された平安時代の集落址である。筆者は、調査及び整理作業に携わった一人であり、報告書は昭和54年に刊行されている(註1)。検出された土壌群の一部には、明瞭に焼土を伴うものがあったが、当時の研究状況ではそれを土器窯であると断定することに躊躇せざるをえなかった。しかし、今日では多くの類例の発見から、やはり、土器生産遺跡として理解すべき

ものといえよう。

本稿は、本遺跡を新しい視点で見直した場合、あらためて各遺構がどのように位置づけられるのか、を検討するものである。

II. 遺跡の位置及び環境

樋爪遺跡は、千葉県君津郡袖ヶ浦町大字川原井字樋爪に所在する。上総丘陵地帯を北西に貫流する養老川、小櫃川両河川にはさまれた丁度中間に



第1図 遺跡の位置 (●印)
1. 遠寺原遺跡 2. 西寺原遺跡
国土地理院1:5000 地形図あねさき

あって、北向きの細長い丘陵(500m×20~100m)基部に位置する。遺跡の北側及び西側は小河川(松川)が流れ、合流して小櫃川へ注いでいる。標高は約70~80m、台地下水田との比高差は約30mである。

小河川をへだてた西側には、平安時代の集落址、土器生産跡として著名な永吉台遺跡(遠寺原遺跡、西寺原遺跡)があり、また、北側、東側の台地にもこの期の稠密な遺物散布地が認められる。

この松川流域は、川沿いに狭い沖積地が分布し、生産基盤としては貧弱である。それにもかかわらず、奈良時代以降の遺跡が多いのは、本遺跡の性格ともからみ、暗示するところがあるであろうか。

III. 遺跡の概要

検出された遺構は、住居址10、土壌16、性格不明の竪穴遺構1、長方形遺構1、ピット群3、粘土貯蔵ピット1である。遺物は、土師器、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器、瓦、置きカマド、土管状製品、紡錘車、支脚、鉄鎌、鉄釘、鉄鍬(?)、鉄滓、石帯、磨石、敲石状石器等等であるが、他に

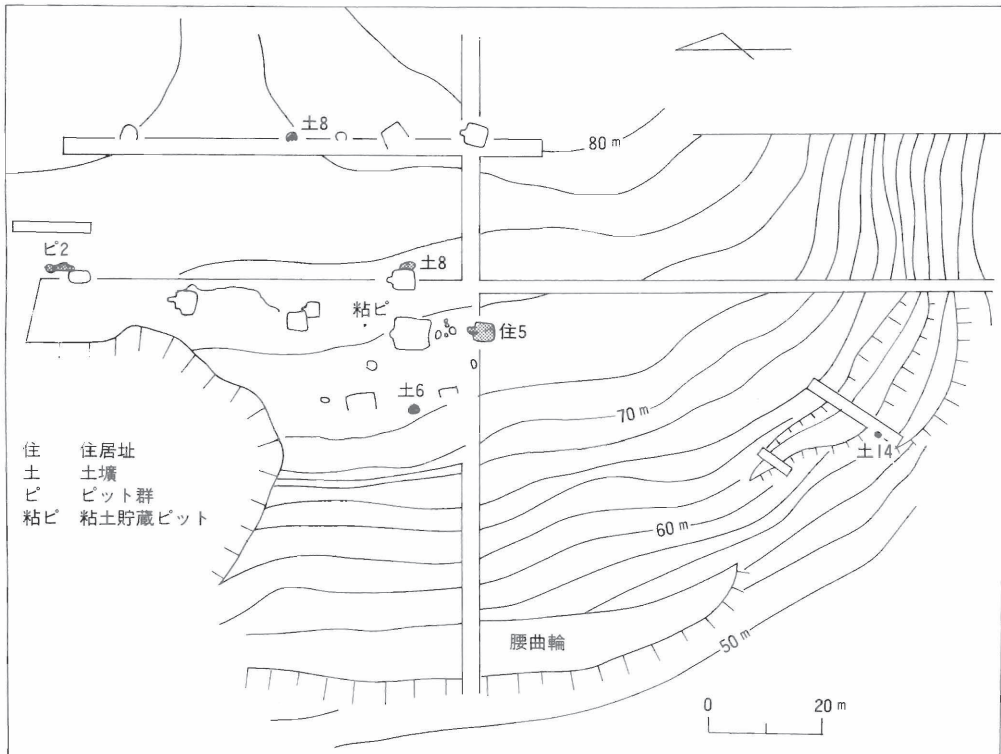
中世城郭に伴う遺構と、縄文時代の遺物も若干みられる。

住居址は1軒を除きせいぜい3~4m内外の小型のものが多く、柱穴も当然ながら明確でない。土壌は、その内容からいくつかに分類されたが、その一部が今回検討の対象となった底面(一部壁面)に焼土層のみられる土壌群である。性格不明の竪穴遺構、長方形遺構、ピット群(No.2は後にふれる)については、不明な点が多く、現時点においてもその性格について言及しがたい。

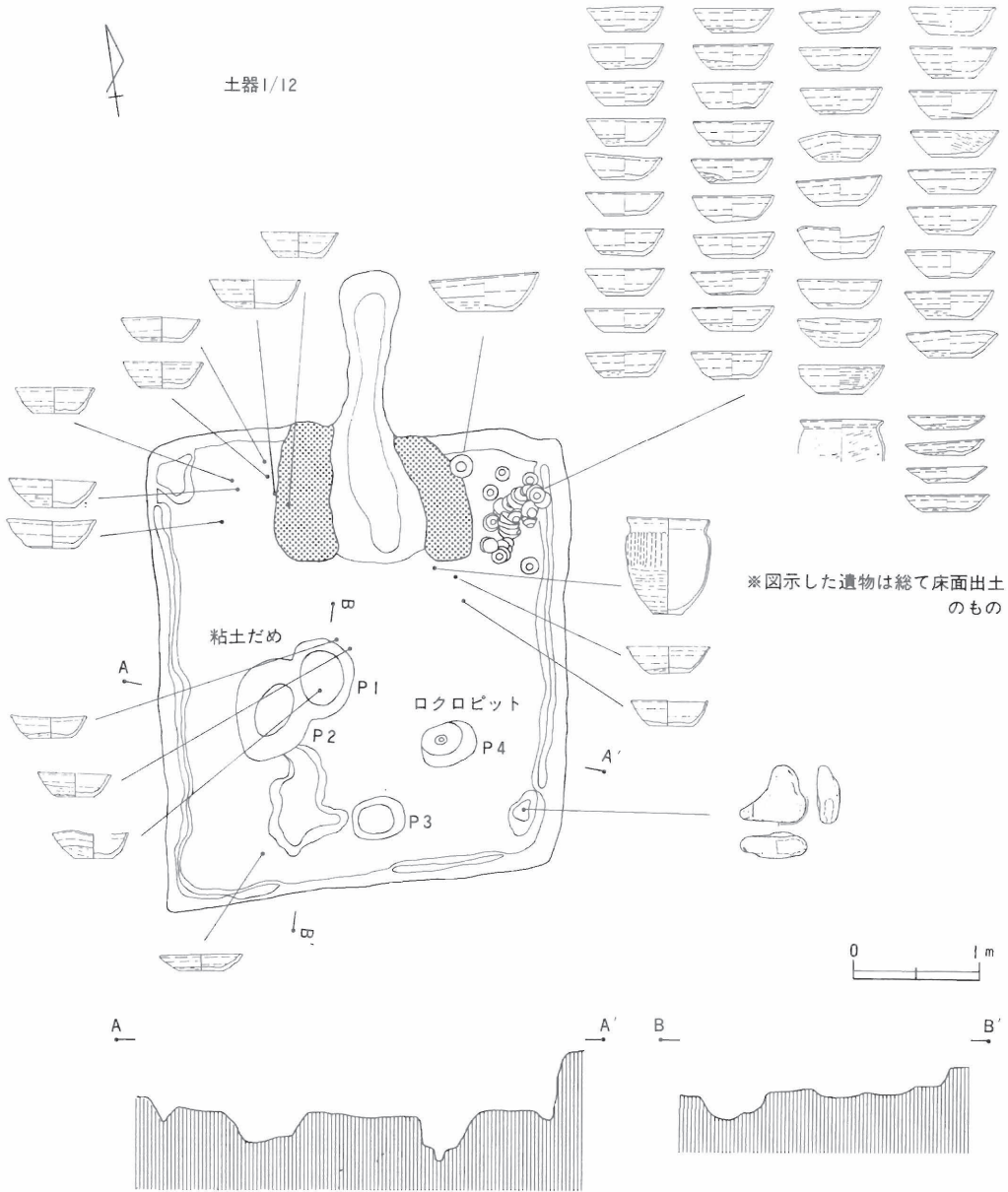
IV. 土器生産に関する遺構

土器生産に関する遺構として、住居址No.5、土壌No.8、11、14、(6)、ピット群No.2、それに粘土貯蔵ピットも関連があるであろうか。

住居址No.5は、長径3.7m、短径3.3mの多少歪んだ長方形を呈し、カマドは北側に設けられている。中央~南西にかけて、径約50cm程のピット2ヶ、南東に径約30cm程の小ピット、さらに、南壁下にも1ヶ同程度のもので存在する。遺物は、北東コーナー、北西コーナー、及び、中央において



第2図 遺構分布図

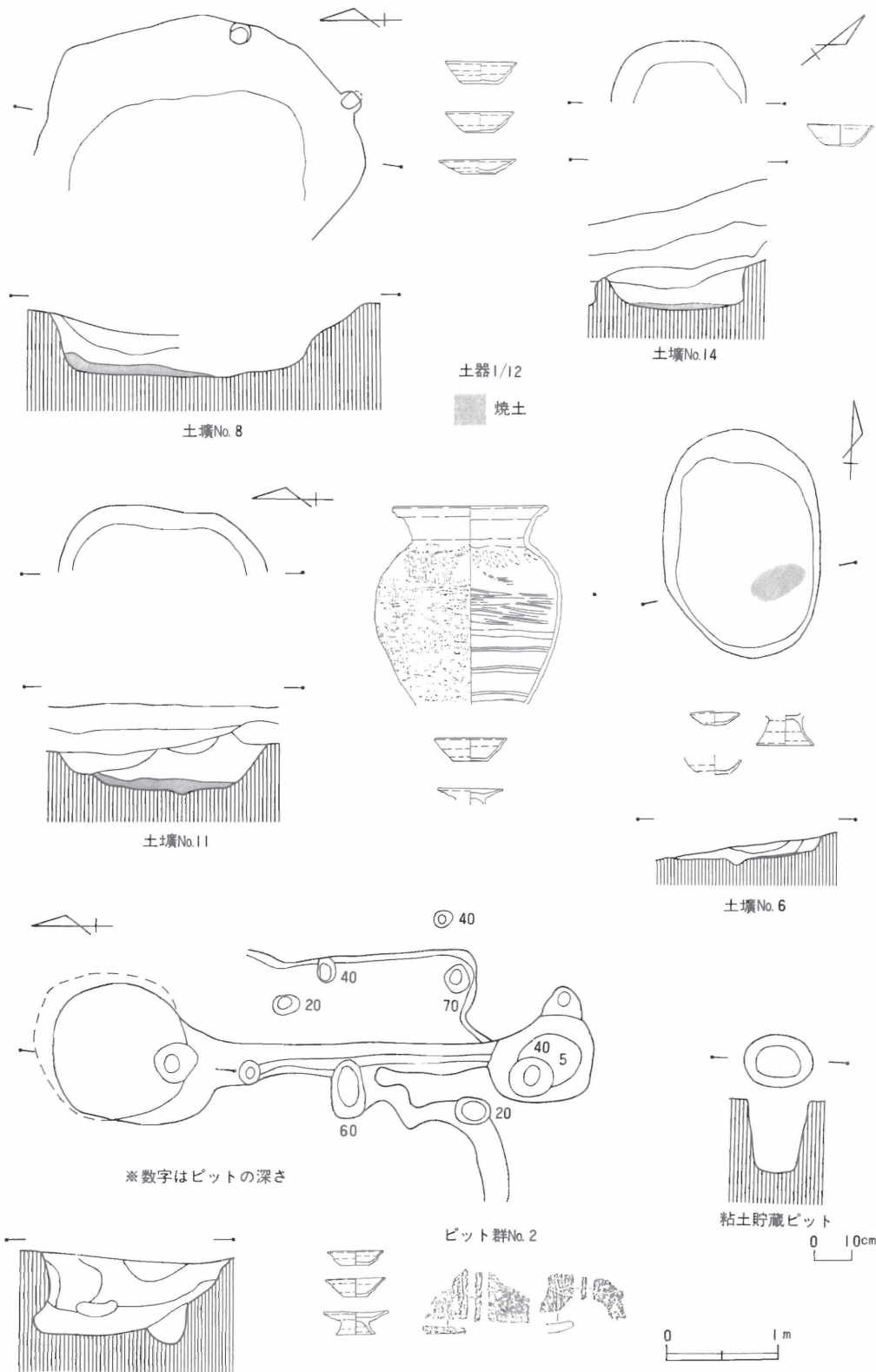


第3図 住居址No.5実測図

出土した。とりわけ、北東コーナーの場合は、底部を上にして、2~3ヶ所積み重ねておいたもの(坏と皿計42ヶ)が倒壊した結果と思われる、総て完全なものであった。更に、南東コーナーにおいては、ローム塊(恐らく意識的な堀り残し)上に、敲石状の石器が置かれていた。また図示しなかったが、南壁の外に玉砂利の集石が認められた。

土壌は3基において明瞭な焼土の堆積がみられ

たが、No.8は底面のみならず、壁面も相当に焼けていた。このNo.8の場合、最下層の純粋に近い焼土層直上に約3ヶの破損土器が遺存し、遺棄された製品とみてよいであろう。No.8に次ぐ顕著な焼土層がみられたのはNo.14である。この土壌は台地上を下ること約14m下のかなり傾斜面上にあったが、その底面はほぼ水平で、完形の坏1ヶが焼土上面より出土した。No.11は焼土こそ厚いが、若



第4図 土師器窯，粘土採掘坑他実測図

干粉質で、混入物も認められた。焼土上面にほぼ完形の瓶が押しつぶされた状態で出土したが、覆土中からも多くの遺物の出土をみている（図示したのは2ヶ）。No.6は参考程度に採りあげた。底面の一部に焼土が遺存するもので、前3者とは明らかに相違があるが、覆土は焼土を多く含んでいる。本遺跡の場合、他の土壌でも多かれ少なかれ覆土に焼土を含んでおり、No.6の場合は丁度中間の様相を示しているといえよう。

ピット群No.2は、調査区域の北西端に位置し、南側は急傾斜をなしている。それゆえ、全体のプランは明確でないが、浅い堅穴の北側は径約1.5mの円形の土壌が伴う。ピットの配列には多少の規則性があるが、その深さはまちまちである。中央の溝は円形土壌に連なっている。遺物は総て覆土中よりの出土であるが、2ヶの瓦片は円形土壌に属する。

粘土貯蔵ピットは住居址No.2の北約5mの場所にあり、径・深さ共に約20cm、純粹の白色粘土を押しつめた状態であった。

さて、これらの事実は何を示しているのだろうか。

まず住居址No.5である。そのP4は、同じく土器生産遺跡とされている千葉市坂ノ腰遺跡や、本遺跡と隣接する永吉台遺跡等に類例があり、俗にろくろピットと呼ばれている。ただ、本例はその表面やピット内に顕著な粘土は認められなかった。一方、P1, 2はその覆土中に青白色粘土の互層状堆積がみられたが、粘土そのものは純粹なものではない。粘土だめともみられるが、覆土の状態は製作に際しての粘土カスを捨てたものともとれる。P3は入口施設であろう。南東コーナーの石器は、「ロクロピット」と至近の距離にあり、これは製作に関連するものではなからうか。

遺物は、北東コーナーの42ヶの坏、皿が特筆され、本址を土器製作址とする理由のひとつでもある。形、色調、胎土、製作技法等の点で、非常に似かよっており、同時期、同製作者の製品とみてよいだろう。整形技法は、坏、皿の体部ロクロナデ、底面切離し、体部下端ヘラケズリに際してのロクロの回転方法が42ヶ共に総て一致している。

土壌の内、底面に明瞭な焼土層のみられるNo.8, 14, 11は土師器窯跡としてよいだろう。3基の中

ではNo.8が最も大きく、また、焼け方も顕著であったが、他の2基と比較して特別な構造の変化は見出せなかった。ただ、小ピットが壁の縁に沿ってあり、これは何んらかの上屋構造を意味するものであろうか。なお、No.11は坏のみならず、瓶も焼いたとみてよいだろう。No.6は後の検討材料として図示しておいた。

ピット群No.2は粘土採掘坑、及び、それに伴う小屋がけと推察される。ピット群の場所は表土下数10cmで粘土層にあたり、とりわけ土壌底面から30cm前後は良質の粘土が壁面に認められた。

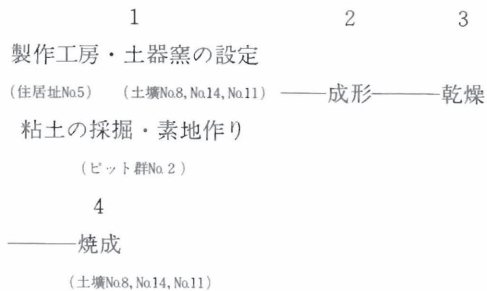
粘土貯蔵ピットはその名称の通りのピットであるが、その状況からして意識的なものである。混入物はみられず、自然の粘土である。土器の原料として貯えたものかどうかは確定はできず、土壌No.6と同様、これもひとつの検討材料としてとりあげた。

これら各遺構の時期的な関連であるが、住居址が9世紀前半、土壌群は9世紀後半～10世紀、粘土採掘坑は10世紀というように、その年代は必ずしも一致しない。これは、本遺跡が多くトレンチ調査によっていることに原因があるとみてよいだろう。すなわち、それぞれ対応する遺構が検出されなかったと考えておくべきである。

以上、土器生産に直接関連すると思われる遺構について述べてきた。厳密に言えば、遺構の多くがなんらかの形で、生産に関与していたはずであり、それが直接か間接かの問題であろう。上記の遺構も、そのことを考慮してみる必要があることを断っておきたい。

V. まとめ

土器生産に関する一連の工程を概念的に示すと以下のようなことになるかと思われる。



本遺跡ではこの内、1, 2, 4の過程にある遺

構が検出されており、それぞれに該当する遺構を()中に示しておいた。また、生産した器種は、坏、皿を主に、No.11で出土した大形の瓶類も加えてよいであろう。この他に、煮沸に用いられる甕及び、セットとなるコシキのうち、酸化炎焼成のものもその可能性がある。ただ、土師質須恵器小形甕・コシキについては、その絶対量も少なく、搬入品としてよいかもしれない。また、土師質須恵器坏は破片でもほとんど見当たらない。これは本遺跡における特徴的な現象であって、やはり自前のもので済ましていた結果なのであろうか。

さて、本遺跡におけるこのような様相は、県内の類例と比較した場合どうであろうか。表は県内における土器生産遺跡の概要である。

行政区分	遺跡名	時 期	遺 構
千 葉 市	駒 形 (註3)	9世紀	土師器窯1
千 葉 市	坂ノ腰	9世紀	工房址14, 土師器窯14, 穴窯2, 粘土採掘場(註4)
千 葉 市	大椎第2 (註5)	9世紀	工房址1
八千代市	権現後 (註6)	9世紀	土師器窯7
八千代市	白幡前	9世紀	工房址3(註7)
袖ヶ浦町	樋 爪	9~10世紀	工房址1, 土師器窯3, 粘土採掘場
袖ヶ浦町	永吉台 (西寺原)	10世紀	工房址20, 土師器窯70(註8)

もちろん、これは既知の類例を挙げたまでのことであるから、報告書を丹念に調べれば実数は更に増加することであろう。

千葉市坂ノ腰の場合、谷を隔てた北側に、8世紀以後の須恵器・瓦窯址群が存在し、また、遺跡内においても、縁辺の緩い傾斜面に半還元の須恵器を焼いた穴窯が存在する。そこには、須恵器・土師器両者の生産がひとつの流れのなかにあり、継続的な專業集團の存在を読みとることができる。

また、千葉市、八千代市、及び、袖ヶ浦町のそれぞれ2遺跡は、共に至近の距離にあり、単位集落をこえた地域的な生産集團を考えるとよいであろう。更に、広範囲にわたる調査が行われた永吉台遺跡における遠寺原寺院址のように、その周辺に寺院が営まれており、これは、地方豪族(富裕農民)との関係を暗示するところがあろうか。

樋爪遺跡にしても、その出土品には、石帯や緑釉陶器、あるいは、用途不明の土管状製品、瓦等がみられ、官位を有する豪族層の存在が窺われ、当時の地方行政の末端に連なった彼らによって土器生産が営まれた可能性のあることを指摘しておきたい。

末筆ながら、土器生産の実態とその背景解明のために、本遺跡がいささかでも役するところあれば幸いである。

註

- 1) 江尻和正・小高春雄他「樋爪」樋爪遺跡発掘調査団 1979
- 2) 報告書中においては、甕・コシキの類として報告しているが、ここで訂正しておきたい。ピット群No.2、遺物番号No.16の製品である。
- 3) 穴沢義功「駒形遺跡」駒形遺跡発掘調査団 1978
- 4) 穴沢義功氏の御教示による。
- 5) 穴沢義功 土師器窯について—その現状と課題—「房総における歴史時代土器の研究」房総歴史考古学研究会 1987
- 6) 阪田正一・加藤修一他「八千代市権現後遺跡」(財)千葉県文化財センター 1984
- 7) (財)千葉県文化財センター藤岡孝司氏の教示による。
- 8) (財)君津郡市文化財センター豊巻幸正氏の御教示による。

(2班 千葉東南部事務所)